

令和7年度 第2回 南大隅町議会定例会 1月会議 会議録 (第1号)

招集年月日 令和 7年 4月28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 7年 4月28日

開 議 令和 8年 1月 9日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し

出席議員

1番 肥後玄十議員	6番 森田重義議員	10番 松元勇治議員
2番 平瀬十助議員	7番 水谷俊一議員	11番 大坪満寿子議員
3番 上之園健三議員	8番 津崎淳子議員	12番 浪瀬敦郎議員
5番 後藤道子議員	9番 欠 席	13番 木佐貫徳和議員

欠席議員 9番 田中明郎議員

会議録署名議員：(6番) 森田 重義 議員 (7番) 水谷 俊一 議員
 職務の為の出席者：(議会事務局長) 黒木 秀 局長 (書記) 平瀬戸 ゆかり 書記
 (書記) 木佐貫 里子 書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 町 長	介 護 福 祉 課 長	山 里 真 奈 美 課 長
副 町 長	竹 野 洋 一 副 町 長	経 済 課 長	欠 席
教 育 長	山 下 四 郎 教 育 長	教 育 振 興 課 長	畦 地 茂 穂 課 長
総 務 課 長	古 殿 裕 一 郎 課 長	税 務 課 長	戸 島 和 則 課 長
支 所 長	馬 場 修 一 支 所 長	町 民 保 健 課 長	百 枝 千 尋 課 長
会 計 管 理 者	佐 藤 ひ と み 課 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	木 佐 貫 公 子 局 長
企 画 観 光 課 長	中 之 浦 伸 一 課 長	総 務 課 主 幹	原 琢 磨 主 幹
建 設 課 長	下 大 川 司 課 長	総 務 課 財 政 係 長	若 松 勝 男 係 長
デジタル推進課長	柴 田 智 明 課 長		

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和8年 1月 9日 午前10時22分

議 事 日 程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日程第 2 | | 審 議 期 間 の 決 定 |
| 日程第 3 | 議案第 4 0 号 | 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 4 | 議案第 4 1 号 | 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 5 | 議案第 4 2 号 | 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 議案第 4 3 号 | 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 7 | 議案第 4 4 号 | 令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 0 号）について |
| 日程第 8 | 議案第 4 5 号 | 令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 9 | 議案第 4 6 号 | 令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 7 号 | 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 8 号 | 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 9 号 | 令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 5 号）について |

▼ 開 議

議長（木佐貫徳和議員）

ただいまから、令和7年度第2回南大隅町議会定例会1月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（木佐貫徳和議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、森田重義議員、及び、水谷俊一議員を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。
1月会議の審議期間は、本日のみ1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、1月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第3 議案第40号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第3、議案第40号、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

おはようございます。
令和8年、午年スタートをいたしました。
1月2日の二十歳を祝う会、そしてまた、6日の消防出初式、議員各位もご出席いた

だきまして、大変ありがとうございました。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 40 号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和 7 年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、令和 7 年度の給与表の改定と一般職員の期末手当等の支給月数について、年間 0.05 月の引き上げを行い、令和 7 年度の給与及び令和 7 年 12 月に支給の期末手当等に特例措置を講じ、また、併せて令和 8 年 4 月 1 日から施行となる、諸手当の改定に対応するものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 4 議案第 41 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 4、議案第 41 号、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 41 号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給月数の改正に伴い、特別職の期末手当の支給月数改定のための所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、町長・副町長・教育長の期末手当について、支給月数を年間 3.45 月から 3.50 月へ引き上げを行い、令和 7 年 12 月に支給の期末手当に特例措置を講じるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 5 議案第 42 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 5、議案第 42 号、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 42 号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、特別職の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、議会議員の期末手当について、支給月数を年間 3.45 月から 3.50 月へ引き上げを行い、令和 7 年 12 月に支給の期末手当に特例措置を講じるものであります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 42 号、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 6 議案第 43 号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 6、議案第 43 号、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 43 号は、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和 7 年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が、一部改正されたことに伴い、会計年度任用職員の給与の取扱いに関する当該条例に所要の改正を行うものであります。

今回の改正では、一般職の改訂後の給与表を準用し、会計年度任用職員の期末手当等の支給月数について、併せて年間 0.05 月の引き上げを行い、令和 7 年度の報酬及び令和 7 年 12 月に支給の期末手当等に特例措置を講ずるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 43 号、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 7 議案第 44 号 令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）について
- ▼ 日程第 8 議案第 45 号 令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 9 議案第 46 号 令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 10 議案第 47 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）について
- ▼ 日程第 11 議案第 48 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 12 議案第 49 号 令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 5 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 7、議案第 44 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）についてから、日程第 12、議案第 49 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 5 号）についてまで以上 6 件を、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 44 号から第 49 号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 44 号は、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 千 1 百 2 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 87 億 7 千 21 万 4 千円とするものであります。

歳出予算は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上し、歳入予算では、地方交付税を計上するものであります。

次に、議案第 45 号は、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 60 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 11 億 6 千 7 百 10 万 5 千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第 46 号は、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 百 65 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5 千 1 百 58 万 3 千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第 47 号は、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 48 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 12 億 7 千 6 百 19 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第 48 号は、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 35 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 千 9 百 87 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第 49 号は、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 5 号）についてであります。

本件は、収益的収入と支出に、それぞれ 38 万円を追加し、収益的収入の予定額を、3 億 5 百 37 万 9 千円に、収益的支出の予定額を、2 億 9 千 8 百 23 万 7 千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

議案第 44 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）について質疑はありますか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 44 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第 46 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 46 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第 47 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第 47 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 5 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 5 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 5 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（木佐貫徳和議員）

以上で、全部の日程を終了しました。

以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回南大隅町議会定例会 1 月会議を散会します。

散 会 : 令和 8 年 1 月 9 日 午前 10 時 22 分